

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年5月15日（令和2年（行個）諮問第78号）

答申日：令和3年12月2日（令和3年度（行個）答申第101号）

事件名：本人の申告に係る申告事案調書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成30年特定月頃、特定事業場詐欺の件で、需給調整事業部へ通報・申告した件に係る、申告から是正指導等までの経過一式。（事業場名：特定事業場特定営業所，所在地：特定住所）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年7月30日付け東労発総個開第1-222号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定町に税金を徴収されており、詐欺によってタクシードライバーをさせられ、特定事業場では、う回をすると金額自腹で支払えなどと上司から言われ、1回に16,000円ほど自腹で支払ったことがあり、正当な給料を頂いていない。特定事業場のやったことは道理が通らない。

（2）意見書

「特定事業場のやったことは道理が通らない」という審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではないということですか？（略）

もう一度心に手を当てて考えてみて下さい。本当に影響を及ぼすものではありませんか？厚生労働大臣は隠ぺいを平気でやってのけるのか？（以下略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年5月28日付け（同月31日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対し処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年9月26日付け（同年10月4日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件開示請求における対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）49条の3の規定に基づき、審査請求人が行った申告及びその処理に係る文書であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書3の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号

文書1の4頁①及び6頁①、文書2の2頁②、3頁及び53・54頁①並びに文書3の4頁③には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる役職、氏名及び印影等が記載されている。当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法14条2号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ

文書2の2頁③、3頁、4頁、5頁②、6頁、7頁、12・13頁、51頁及び57頁ないし61頁並びに文書3の2頁②、3頁、4頁②及び5頁③には、特定事業場に関する情報及び東京労働局の特定事業場に対する対応に関する情報が含まれている。当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

文書1の4頁②、5頁、6頁②及び9頁並びに文書2の53・54頁②並びに文書3の5頁①には、特定事業場の事業主の印影が記載されている。当該印影は、これを公にすると、偽造され、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、特定事業場の権利、競争上の地位その他

正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号イ

文書1の1頁、文書2の2頁①ないし③、3頁、4頁、5頁①及び②、6頁、12・13頁、51頁及び57頁ないし61頁並びに文書3の1頁、2頁①及び②、3頁、4頁①及び②、5頁②及び③には、審査請求人からの相談に係る労働局の判断、対応方針等が具体的に記述されている。当該部分は、これを開示すると、関係者からの事情聴取、実態確認のために必要な資料収集等の労働局が行う検査、指導等に係る調査の方針、実施状況、手法等が明らかとなり、今後、当該事業主を始めとする事業主が法令違反の隠蔽を行うなど、労働局が行う監査、検査、取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 保有個人情報非該当

文書2の62頁ないし65頁及び文書3の69頁ないし72頁は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人の個人に関する情報とは関連がないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

文書1の1頁、文書2の1頁ないし7頁及び19頁並びに文書3の2頁及び4頁ないし6頁の不開示部分は、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、上記第2の2(1)のとおり主張しているが、法の規定に基づく開示請求に対しては、上記(2)のとおり、保有個人情報ごとに法14条各号の規定に基づき開示・不開示の判断をしており、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分における不開示部分のうち上記3(3)に掲げる部分を新たに開示することとした上で、その余の部分については不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和2年5月15日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年6月4日 審議
- ④ 同年11月16日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年12月24日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 令和3年11月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び7号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、通番22及び通番33について、審査請求人に係る保有個人情報とは関連がないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。そこで、当該部分が、その内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

当該部分は、特定事業場に関する許可届出以外の情報を東京労働局においてまとめた資料であり、同労働局がその通常の業務を遂行する上で必要な情報として平常から保有している情報を、資料として添付したものと認められる。このため、当該情報は、その作成又は取得の目的等を考慮すると、審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番2，通番5及び通番19

当該部分は、特定事業場と審査請求人との間で交わされた労働契約書の「発行者責任印」欄に押印された当該事業場の職員の印影である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該労働契約は審査請求人が交わした契約であり、当該

部分は同人が東京労働局に提出した資料の一部であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番3，通番4，通番6，通番7，通番20及び通番30

当該部分のうち、通番30は特定事業場が東京労働局に提出した是正報告書に押印された特定事業場の代表者の印影であり、その余の部分は、特定事業場と審査請求人との間で交わされた労働契約書、労働条件通知書及び債権債務確認書に押印された特定事業場の代表者及び特定営業所長の印影である。

当該部分（通番30を除く。）は、審査請求人が当事者として交わした文書に押印された印影であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。また、通番30は、労働契約書等に押印された事業主の印影と同じものと認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番10，通番12，通番14，通番15，通番25，通番26，通番28及び通番32

当該部分は、東京労働局が作成した申告に係る実態調査結果、職業紹介事業関係指導監督記録（甲）、特定事業場に対する是正指導書及び是正結果の報告供覧文書並びに特定事業場が提出した是正報告書の記載の一部である。

当該部分は、審査請求人が申告した内容であるか、又は原処分において開示されている情報若しくは諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、都道府県労働局が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番11

（ア）通番11（1）は、申告に係る実態調査結果の「調査内容」の一

部であり、特定事業場の職員募集の概要、会社説明会での説明内容等の記載である。当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

当該情報は、審査請求人が申告した内容及び原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認できる内容であり、また、二種免許の取得から営業所配属までの過程は、審査請求人が実際に経験していると推認できることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

(イ) 通番 1 1 (2) は、東京労働局が被申告事業場の担当者から聴取した内容の記載のうち、特定事業場が審査請求人の採用面接を行った際の説明者の氏名である。

当該情報は、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が申告時に提出した申告内容には、採用面接時の説明者として当該個人の氏名が明記されていることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該情報は、同号ただし書イに該当する。

(ウ) したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当せず、また、上記ウと同様の理由により、同条 3 号イ及び 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番 8, 通番 1 3, 通番 2 3, 通番 2 4, 通番 2 7 及び通番 3 1

当該部分は、①申告に係る実態調査結果に記載された調査日（通番 8）、②職業紹介事業関係指導監督記録（甲）に記載された指導監督年月日、調査の「訪問／呼出」の別及び受領年月日（通番 1 3 及び通番 2 7）、③是正結果の報告供覧文書の標題中不開示部分及び是正指導書の交付年月日（通番 2 3 及び通番 2 4）並びに④特定事業場による是正報告書に記載された是正指導を受けた日付（通番 3 1）である。

当該部分のうち、②の「受領年月日」、③の交付年月日及び④の是正指導を受けた日付は、②の文書の「交付年月日」欄が原処分が開示されていることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。①の調査日は、①の文書日の起案日が原処分が開示されており、審査請求人による申告日との関係から、同人が推認できる情報とすることが相当と認められる。その余の部分は、当該事業場に対する調査の態様が訪問又は呼出しのいずれであったかを示すものにすぎない。

このため、当該部分は、これを開示しても、都道府県労働局が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当せず、開示すべきである。

カ 通番18

当該部分は、東京労働局が特定事業場から入手した資料のうち審査請求人の乗務員採用面接の整理票の記載の一部である。当該部分には、採用面接に当たり審査請求人自身が申告した内容のほか、応募区分、応募面接日等の採用手続に係る日付、当初の給与保証額等が記載されており、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番21

当該部分は、東京労働局が特定事業場から入手した資料の一部であるが、特定事業場がその職員に配布した資料であり、特定事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性

通番29は、職業紹介事業関係指導監督記録（甲）を受領した特定事業場の職員の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号、3号イ並びに7号イ該当性

通番11は、申告に係る実態調査結果の一部であり、特定事業場からの聴取内容等が記載されているが、当該事業場の内部事情であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分を開示すると、特定事業場の内部事情が明らかとなり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号イ該当性

通番9は、申告に係る実態調査結果のうち、東京労働局の担当官が

特定事業場を調査した際の当該事業場の応対者の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ該当性

通番16は、東京労働局が特定事業場から入手した資料の一部であり、インターネットの求人サイトの事業者から連絡を受ける際の一般には公開されていない特定事業場のメールアドレスである。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、いたずらや偽計等に使用され、特定事業場とインターネットの求人サイトの事業者が必要とする際の緊急の連絡に支障を来すなどにより、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及び7号イ該当性

(ア) 通番12, 通番14, 通番15, 通番26及び通番28

当該部分のうち通番12及び通番15は、申告に係る実態調査結果及び是正結果の報告供覧文書の一部であり、東京労働局による調査結果及び是正確認結果に基づく担当官の意見及び方針案が記載されている。その余の部分は、職業紹介事業関係指導監督記録(甲)及び是正指導書の一部であり、特定事業場の違反に係る法条項並びに違反事項及び是正のための措置が記載されている。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、都道府県労働局が行う相談及び監督における調査の手法・内容等が明らかとなり、同機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番17, 通番18及び通番32

当該部分のうち通番32は、特定事業場による是正報告書の記載の一部であり、東京労働局の担当官が指導監督を実施したことによ

り判明した特定事業場における法違反に対する是正状況等の詳細が記載されている。その余の部分は、東京労働局が特定事業場から入手した資料の一部であり、そのうち通番17は、特定事業場がインターネットの求人サイトを運営する事業者へ掲載を依頼するための原稿内容であり、通番18には、一般に公にされていない特定事業場の内部管理情報等がそれぞれ記載されていると認められる。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条7号イ該当性

通番1、通番13、通番24、通番27及び通番31は、以下の①ないし④の内容である。当該部分は、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

- ① 申告事案調書の標題中不開示部分（通番1）
- ② 職業紹介事業関係指導監督記録（甲）の「指導対象」、「是正期日」及び「是正確認」の各欄（通番13及び通番27。通番13は「指導対象」に限る。）
- ③ 是正結果の報告供覧文書に記載された「是正確認日」（通番24）
- ④ 特定事業場による是正報告書に記載された提出年月日及び東京労働局の受付印の日付部分（通番31）

したがって、当該部分は、上記オ（ア）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 高野修一、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別表

1 文書 番号 及び 文書 名	2 原処分における不開示部分				3 2欄のうち開示 すべき部分
	該当頁	番号及び該当箇所	法14条 各号該当 性等	通番	
文書 1 申告 事案 調書	1	「申告事案調書」の表の標題 2行目	7号イ	1	—
	4	① 印影（責任者）	2号	2	全て
		② 印影（事業主）	3号イ	3	全て
	5	印影（事業主）	3号イ	4	全て
	6	① 印影（責任者）	2号	5	全て
		② 印影（事業主）	3号イ	6	全て
	9	印影（事業主）	3号イ	7	全て
	—	1頁「処理計画」欄	新たに開 示	—	—
文書 2 起案 文書 1	2	① 3「①調査日及び着手 日」欄のうち調査日	7号イ	8	全て
		② 3「③応対者」	2号, 7 号イ	9	—
		③ 3「④調査内容」の1行 目	3号イ, 7号イ	10	全て
	3	1行目ないし26行目, 28 行目5文字目ないし29行目	2号, 3 号イ, 7 号イ	11	(1) 1行目1文字 目ないし14文字 目, 5行目ないし7 行目, 8行目1文字 目ないし29文字 目, 11行目1文字 目ないし13行目1 8文字目, 23文字 目ないし16行目1 4文字目, 17行目 6文字目ないし最終 文字, 18行目ない し21行目27文字 目, 28行目5文字

					目ないし29行目5文字目, 29行目8文字目, 29文字目ないし最終文字 (2) 29行目6文字目及び7文字目
4	1行目, 4行目ないし5行目, 11行目ないし15行目3文字目, 16行目ないし22行目	3号イ, 7号イ	12	1行目, 4行目及び5行目, 11行目ないし19行目	
5	① 「指導監督年月日」欄, 「指導対象」欄, 「訪問/呼出」欄	7号イ	13	「指導監督年月日」欄, 「訪問/呼出」欄	
	② 「法条項」欄3行目及び4行目, 「違反事項及び是正のための措置」欄2行目ないし15行目, 17行目2文字目ないし24文字目, 18行目2文字目ないし20行目, 21行目2文字目ないし22行目2文字目	3号イ, 7号イ	14	「違反事項及び是正のための措置」欄2行目ないし10行目, 17行目, 21行目2文字目ないし11文字目, 22行目1文字目, 2文字目	
6	「法条項」欄3行目ないし4行目, 「違反事項及び是正のための措置」欄, 2行目ないし15行目, 17行目2文字目ないし24文字目, 18行目2文字目ないし20行目, 21行目2文字目ないし22行目2文字目	3号イ, 7号イ	15	「違反事項及び是正のための措置」欄2行目ないし10行目, 17行目, 21行目2文字目ないし11文字目, 22行目1文字目及び2文字目	
7	管理者用メールアドレス	3号イ	16	—	
12・13	全て	3号イ, 7号イ	17	—	
51	全て	3号イ, 7号イ	18	全て(「No.」欄, 「面接評価・面接判定」に係る各欄(「確認事項」欄を除く。)及び票下部	

					のプロセスチェック表部分を除く。)
	53・	① 印影（責任者）	2号	19	全て
	54	② 印影（事業主）	3号イ	20	全て
	57ないし61	全て	3号イ, 7号イ	21	全て
	62ないし65	全て	保有個人情報非該当	22	—
	—	1頁24行目21文字目ないし26文字目, 2頁「3 調査内容①調査日及び着手日」の「着手日」, 3頁27行目ないし28行目4文字目, 4頁15行目4文字目ないし24文字目及び24行目9文字目ないし14文字目, 5頁(①及び②を除く。), 7頁(管理用メールアドレスを除く。), 19頁2行目	新たに開示	—	—
文 書 3 2	1	「標題」欄1行目6文字ないし9文字目	7号イ	23	全て
	2	① 「4」の項の1行目及び「5 是正確認日」の1行目	7号イ	24	「4」の項の1行目
		② 「6 是正結果」の1行目ないし4行目	3号イ, 7号イ	25	全て
	3	1行目ないし8行目	3号イ, 7号イ	26	3行目及び4行目
	4	① 「指導監督年月日」, 「指導対象」, 「訪問／呼出」, 「是正期日」, 「是正確認」及び「受領年月日」の各欄	7号イ	27	「指導監督年月日」, 「訪問／呼出」及び「受領年月日」の各欄
② 「法条項」欄の3行目ないし4行目, 「違反事項及び是正のための措置」欄の2行		3号イ, 7号イ	28	「違反事項及び是正のための措置」欄2行目ないし10行	

		目ないし15行目, 17行目 2文字目ないし24文字目, 18行目2文字目ないし20 行目, 21行目2文字目ない し22行目2文字目			目, 17行目, 21 行目2文字目ないし 11文字目, 22行 目1文字目, 2文字 目
		③ 「受領者職名」欄及び 「受領者名」欄	2号	29	—
	5	① 印影(事業主)	3号イ	30	全て
		② 1行目, 6行目1文字目 ないし10文字目, 受付印の 2行目	7号イ	31	6行目
		③ 8行目ないし27行目	3号イ, 7号イ	32	8行目, 14行目7 文字目ないし14文 字目, 29文字目な いし15行目
	69な いし7 2	全て	保有個人 情報非該 当	33	—
	—	2頁「2 違反事項」の1行 目, 「4」の項の項目名の5 文字目ないし10文字目, 4 頁(①ないし③を除く。), 5頁(①ないし③を除 く。), 6頁1行目, 7行目 43文字目ないし46文字目	新たに開 示	—	—

(注) 当審査会事務局において, 該当箇所の記載方法を整理した。